

2010.3.8 理事会申合せ

2012.10.1 改正

公益社団法人日本口腔外科学会の特別顧問について

公益社団法人日本口腔外科学会（以下「本学会」という。）特別顧問は、永年本学会において顕著な活躍をされた者の経験、知識および見識を本学会の運営・活動に資するため、以下の要領により要請することができるものとする。

- 1．特別顧問への要請は、理事長の提案により理事会の決議を経て、理事長が行う。
- 2．特別顧問は、理事長の要請により本学会理事会等(以下「会議」という。)に出席することができる。
- 3．会議への出席は、理事長がその協議事項の内容により要請する。
- 4．特別顧問は、会議において理事長からの諮問に対し、意見を述べる。
- 5．特別顧問への報酬は、無償とする。
- 6．特別顧問の任期は、本学会役員任期の当該期の期間とする。

以上